

令和3年3月29日
事務連絡

各都道府県喀痰吸引等事業者等登録所管課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
内閣府地方分権改革推進室

登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者の登録事務等に係るアンケート調査の結果及び「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた対応について

介護人材の育成・確保につきまして、平素より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成29年地方分権改革に関する提案募集において、指定都市が介護サービス事業者に対して指導監督を行う際、登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者（以下「事業者等」という。）の登録情報が有用であることから、事業者等の登録事務に係る権限を都道府県知事から指定都市市長に移譲することを求める提案（以下「権限移譲提案」という。）があり、これを踏まえ、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、

- ・ 事業者等の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成29年度中に通知すること
- ・ また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、平成32年度中に結論を得た上で、その結果に基づいて必要な措置を講ずること

とされたところです（別添1）。

前段については、「指導監督上における登録喀痰吸引等事業者等に係る情報の連携について」（平成30年2月8日社援基発0208第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。以下「情報連携通知」という。）（別添2）において、都道府県と市町村等の間での情報連携について改めて周知し、後段については、更なる事務の円滑化に向けた検討に資するよう、「登録喀痰吸引等事業

者・登録特定行為事業者の登録事務等に係るアンケート調査について（平成 29 年地方分権改革に係る提案募集に関する調査について）」（令和 2 年 2 月 13 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室・内閣府地方分権改革推進室連名事務連絡）（別添 3）においてアンケート調査を実施（※）し、貴職からご回答いただいたところです。

（※）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号）による介護保険法の一部改正により、介護サービス事業者について、指定又は許可を受けている介護サービス事業所又は施設の所在地が一の中核市の区域内にある場合には、業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を都道府県から中核市に移譲することとされたこと（令和 3 年 4 月 1 日施行）に伴い、今後、中核市においても指定都市同様の課題が生じると推察されることから、都道府県及び指定都市に加えて中核市に対してもアンケート調査を実施。

今般、アンケート調査の結果及び「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた対応について下記のとおりお示しするとともに、情報連携通知において周知した都道府県と市町村等の間での情報連携について再周知しますので、御了知の上、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第一 アンケート調査の結果について

設問毎の調査対象全体、指定都市及び中核市並びに都道府県の回答結果は以下のとおり。なお、構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

問 1 事務手続上、問題なく情報連携が行われているか

・調査対象全体

問題なく情報連携が行われている：40.0%、情報連携を行う機会がない：44.8%、どのように情報の連携を行えば良いかわからない：3.2%、情報の連携方法について検討中：3.2%、その他：8.8%

・指定都市

問題なく情報連携が行われている：30.0%、情報連携を行う機会がない：50.0%、どのように情報の連携を行えば良いかわからない：5.0%、情報の連携方法について検討中：5.0%、その他：10.0%

・中核市

問題なく情報連携が行われている：48.3%、情報連携を行う機会がない：41.4%、どのように情報の連携を行えば良いかわからない：5.2%、情報の連携方法について検討中：0.0%、その他：5.2%

・都道府県

問題なく情報連携が行われている：34.0%、情報連携を行う機会がない：46.8%、どのように情報の連携を行えば良いかわからない：0.0%、情報の連携方法について検討中：6.4%、その他：12.8%

問2 登録事務等について、より円滑になるような方法などの考えがあるか

・調査対象全体

現状特に問題が無いため、特に考えはない：89.6%、その他：10.4%

・指定都市

現状特に問題が無いため、特に考えはない：90.0%、その他：10.0%

(「その他」の例：)

- ・指定都市への登録事務の権限移譲

等

・中核市

現状特に問題が無いため、特に考えはない：96.6%、その他：3.4%

(「その他」の例：)

- ・実際に事務を行っていないためわからない

等

・都道府県

現状特に問題が無いため、特に考えはない：80.9%、その他：19.1%

(「その他」の例：)

- ・市町村より問い合わせがあれば、随時対応する。
- ・各事業所の基本情報、運営状況等を把握している指定権者が当該登録事務等を実施することになれば円滑になると考える。

等

問3 権限移譲の賛否について

・調査対象全体

賛成 23.2%、反対 51.2%、どちらでもない 25.6%

・指定都市

賛成 20.0%、反対 60.0%、どちらでもない 20.0%

・中核市

- 賛成 3.4%、反対 77.6%、どちらでもない 19.0%
- ・都道府県
 - 賛成 48.9%、反対 14.9%、どちらでもない 36.2%

第二 「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた対応について

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた対応について検討した結果、以下の理由から、事業者等の登録事務の指定都市及び中核市への権限移譲は行わないこととします。

- 1 アンケート調査の結果、多くの指定都市及び中核市において、情報連携に係る業務上の支障は生じていないこと
- 2 登録事務を権限移譲した場合、一都道府県内の指定都市又は中核市とその他市町村にまたがって事業展開する事業者にとっては、事業所の所在地により登録先が変わる等、登録に係る事務手続が煩雑になり、負担増加に繋がる懸念があること
- 3 権限移譲提案は指定都市によるものであったが、アンケート調査の結果、権限移譲に賛成する指定都市は 20 市中 4 市、中核市は 58 市中 2 市に留まり、多くの指定都市及び中核市は権限移譲に反対であること

第三 域内市町村等との円滑な情報連携について

標記につきましては、情報連携通知により取扱いをお示ししているところですが、当該通知の発出から 3 年が経過していること、権限移譲提案の提案自治体等から当該通知の趣旨の再周知に係る要望があったこと等を踏まえ、以下のとおり再周知いたします。

- ・「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日社援発1111第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）の第 7 において、事業者等に対する都道府県知事による指導監督の業務の実施に関しては、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等の他法に基づき都道府県、指定都市、中核市及び市町村における各担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努めるよう定めていることから、例えば、指定都市等が介護保険法に基づき介護サービス事業者に対し指導監督を行う際、当該事業者の職員情報として喀痰吸引等を行うことができる介護福祉士や認定特定行為業務従事者の情報を都道府県に求めた場合には、必要に応じてこうした情報を必要な範囲で都道府県から都道府県以外の地方自治体に提供するなど、貴都道府県における個人情報保護条例に留意しつつ、適宜連携を図りながら効率的な指導監督に努められたい。